

事故（人身・物損）が発生した場合も対応について

施設使用中の事故につきましては、事故の内容により様々な対応と処置を取っていただく必要があります。また、事故の内容を教育委員会事務局で把握する必要がありますので、事故の緊急度に応じたタイミングでご報告いただきますようお願いいたします。

【人身事故】

（１）団体管理指導員または団体関係者において、病院で受診させるなど適切に対応して下さい。

（２-１）

施設の不具合による事故の場合、不具合箇所への立ち入り禁止措置や使用中止の措置をとるなどの緊急対応が必要ですので、下記【事故発生時の連絡先】にご連絡をいただきますようお願いいたします。

（２-２）

（２-１）の事故以外につきましても、事故発生状況把握のため翌平日に、下記【事故発生時の連絡先】までご連絡いただきますようお願いいたします。

【物損事故】

（１-１）市有施設物損において、そのまま放置すると危険な場合や翌日の教育活動、次に使用する団体に支障がある場合は緊急対応が必要ですので、下記【事故発生時の連絡先】にご連絡をいただきますようお願いいたします。

※ 事故の内容により、応急措置をとっていただくことがあります。

（１-２）市有施設以外の物損は、使用団体において適切に対応し、再発防止に努めてください。

（２）緊急対応の必要がない物損事故に関しては、翌平日に下記【事故発生時の連絡先】にご連絡をいただきますようお願いいたします。

【事故発生時の連絡先】

1. 平日（８：４５～１７：１５）
教育委員会事務局学校施設管理課
06-6858-3257
2. 平日（８：４５～１７：１５）以外
豊中市（代表）
06-6858-5050